

# 九十九里町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 14,004	千円 6,882,762	千円 240,257	千円 1,250,161	% 18.1	% 17.7

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

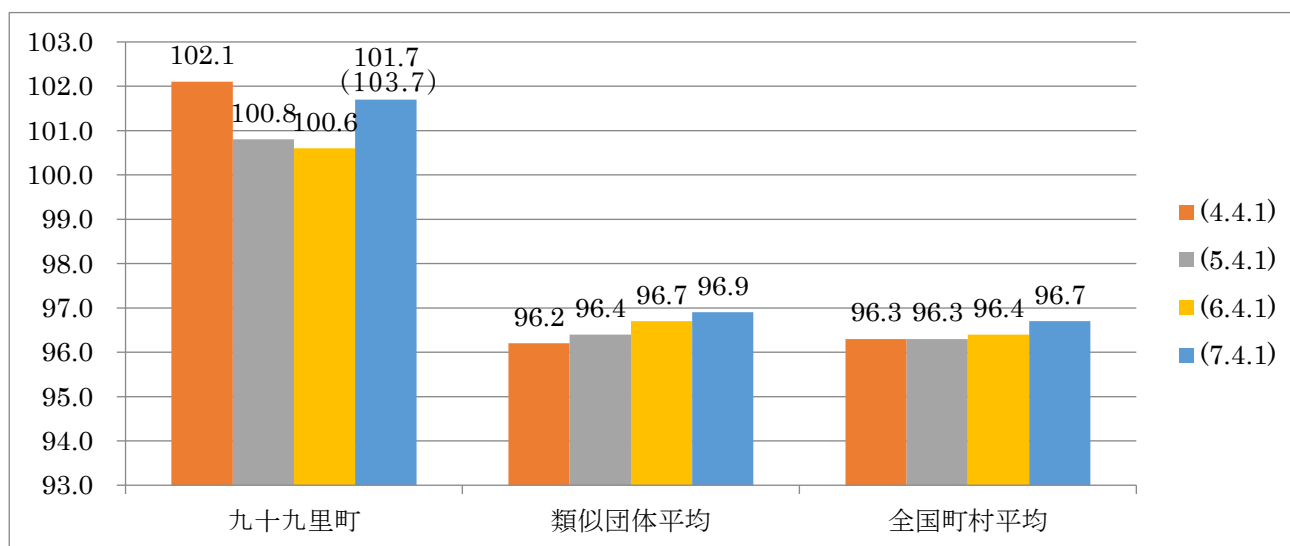
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B / A	(参考)類似団 体(Ⅲ-1)平 均一人当 たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 132	千円 527,475	千円 67,197	千円 208,045	千円 802,717	千円 6,082	千円 5,751

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

国家公務員との昇任状況の違い

国家公務員では高校卒業程度の職員が課長職以上になることは稀だが、本町では能力に応じて昇任しているため、高校卒業程度の経験年数25年以上の職員に係るラスパイレス指数が高い水準となっている。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
7年度	円 —	円 —	— 円 ( % )	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
7年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりは解消は実施していない。)

## ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、九十九里町においても4%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	—%	4%	4%
九十九里町の支給割合	—%	4%	4%

## ③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

## (6)特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
九十九里町	39.7歳	320,900円	366,951円	355,471円
千葉県	39.8歳	315,893円	424,453円	370,183円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.4歳	317,237円	371,323円	342,933円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明

らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		九十九里町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	225,600円	225,600円	220,000円
	高校卒	194,500円	194,500円	188,000円
技能労務職 （運転手）	高校卒	148,300円	192,500円	－
	中学卒	－円	－円	－
技能労務職 （用務員）	高校卒	134,700円	－円	－
	中学卒	－円	－円	－

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

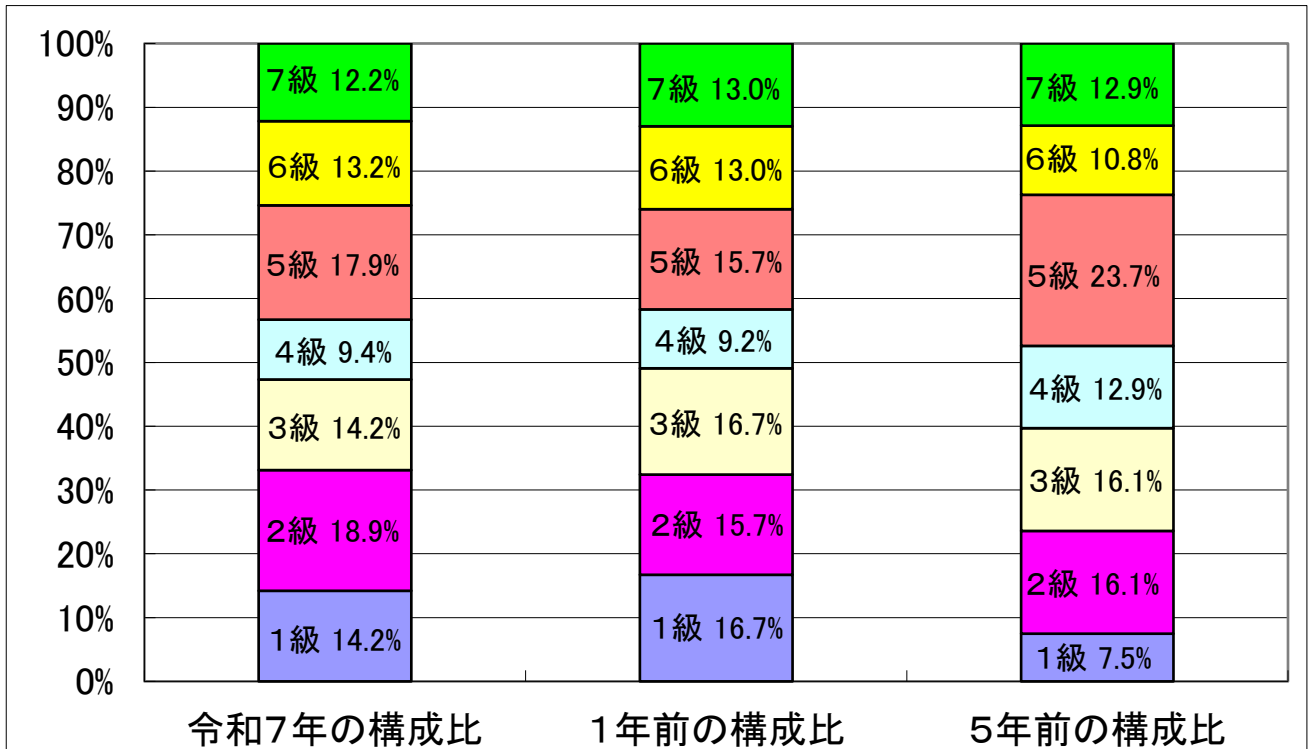
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,700円	338,400円	371,400円	410,700円
	高校卒	－円	294,300円	306,900円	371,500円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

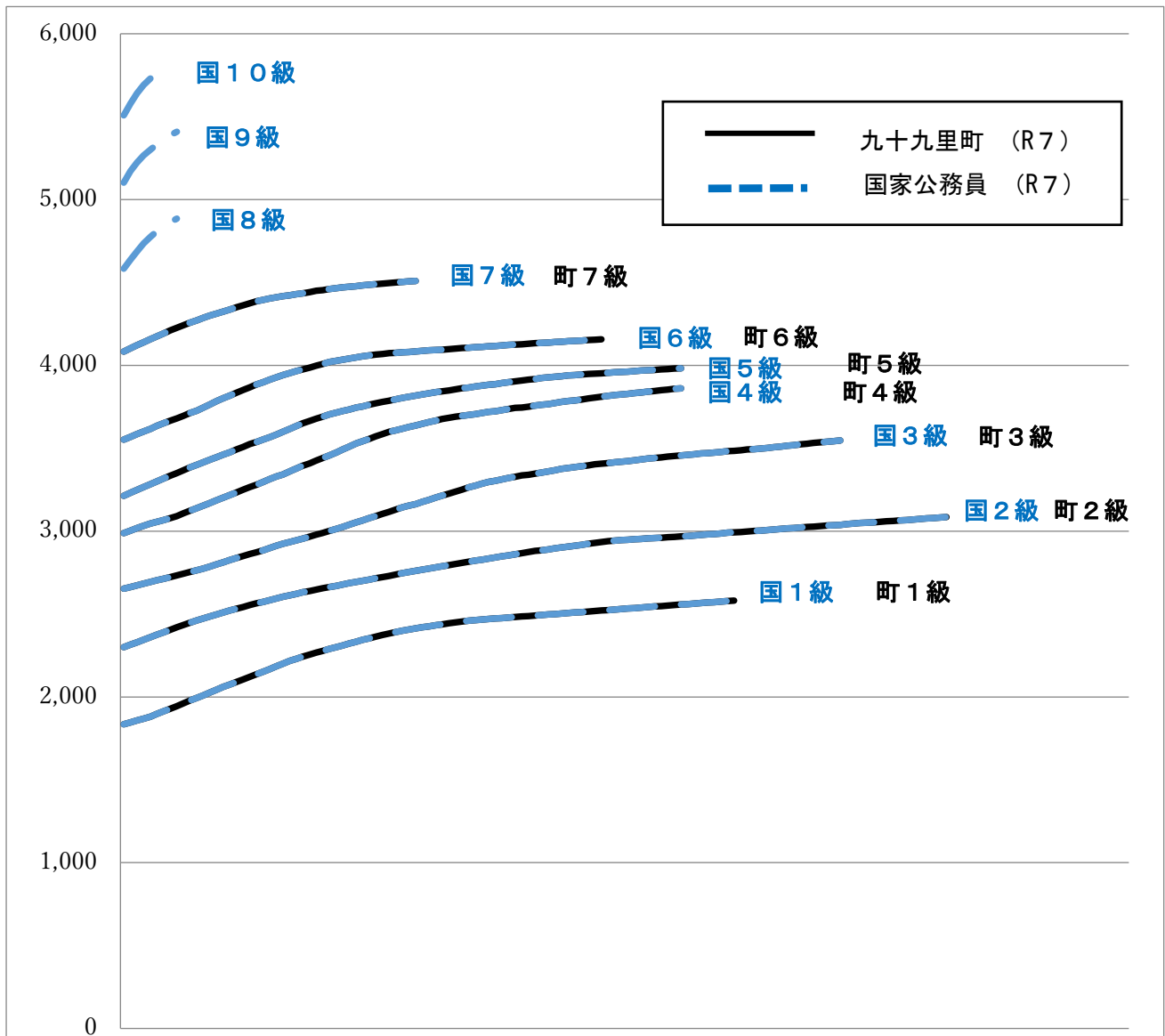
### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補	15人	14.2%	183,500円	258,100円
2 級	主事	20人	18.9%	230,000円	308,500円
3 級	主任主事	15人	14.2%	265,300円	354,700円
4 級	副主査	10人	9.4%	298,800円	386,100円
5 級	係長、主査	19人	17.9%	321,300円	398,200円
6 級	課長補佐、副主幹	14人	13.2%	355,200円	415,700円
7 級	課長、主幹	13人	12.2%	408,300円	450,900円

- (注) 1 九十九里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（九十九里町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和9年度		令和9年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

九十九里町	千葉県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,518千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,829千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算3～13%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15・25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（九十九里町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				

	標準、下位の成績率			
	標準の成績率のみ（一律）			
ロ.	人事評価を活用していない			
	活用予定時期			

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

九十九里町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.669500月分	24.586875月分	勤続20年	19.669500月分	24.586875月分
勤続25年	28.039500月分	33.270750月分	勤続25年	28.039500月分	33.270750月分
勤続35年	39.757500月分	47.709000月分	勤続35年	39.757500月分	47.709000月分
最高限度	47.709000月分	47.709000月分	最高限度	47.709000月分	47.709000月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり 平均支給額	自己都合	応募認定・定年	—		
	1,542千円	21,170千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全地域	4%	153人	4%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		480千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		240,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		1.31%		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒作業業務	0円	日額500円～120円
家畜伝染病予防作業手当	家畜伝染病防疫作業に従事する職員	伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業業務	0円	日額300円～150円

社会福祉業務 従事職員手当	社会福祉業務に従事 する職員	特に身体に危害の うけるおそれのあ る業務	0円	日額500円
主任技術者 手当	ガス主任技術者に選 任された職員		480千円	月額20,000円 ～10,000円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	17,317千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	138千円
支給実績（5年度決算）	17,145千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	137千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

#### (6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 その他の扶養親族 6,500円 16～22歳までの子の 加算 1人5,000円	同		12,317千円	228,080円
住居手当	借家（家賃16,000 円超の場合）家賃 に応じて28,000円 を限度に支給	同		8,048千円	309,520円
通勤手当	交通機関利用者4 万円を上限に支給 自動車等の利用者 距離に応じ、2,000 円～24,400円支給	異	交通機関利 用者45,000 円限度 自動車等の 利用者距離 区分により 相違	9,995千円	76,885円
管理職手当	管理又は監督の地 位にある職員に対 し、級別、役職別 に応じ支給（時間 外勤務手当、休日 勤務手当は支給し ない）	異	支給区分と 支給額の相 違	10,557千円	364,014円
宿日直手当	宿日直勤務1回につ き4,400円	同		1,048千円	58,178円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	782,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,000円/650,000円
	副 市 区 町 村 長	641,000円	676,000円/532,000円
報 酬	議 長	271,000円	412,000円/247,000円
	副 議 長	233,000円	330,000円/193,000円
	議 員	215,000円	310,000円/175,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(6年度支給割合) 4.60月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 4.35月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
		782,000円×在職月数×0.35 13,137,600円 任期毎 641,000円×在職月数×0.25 7,692,000円 任期毎	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

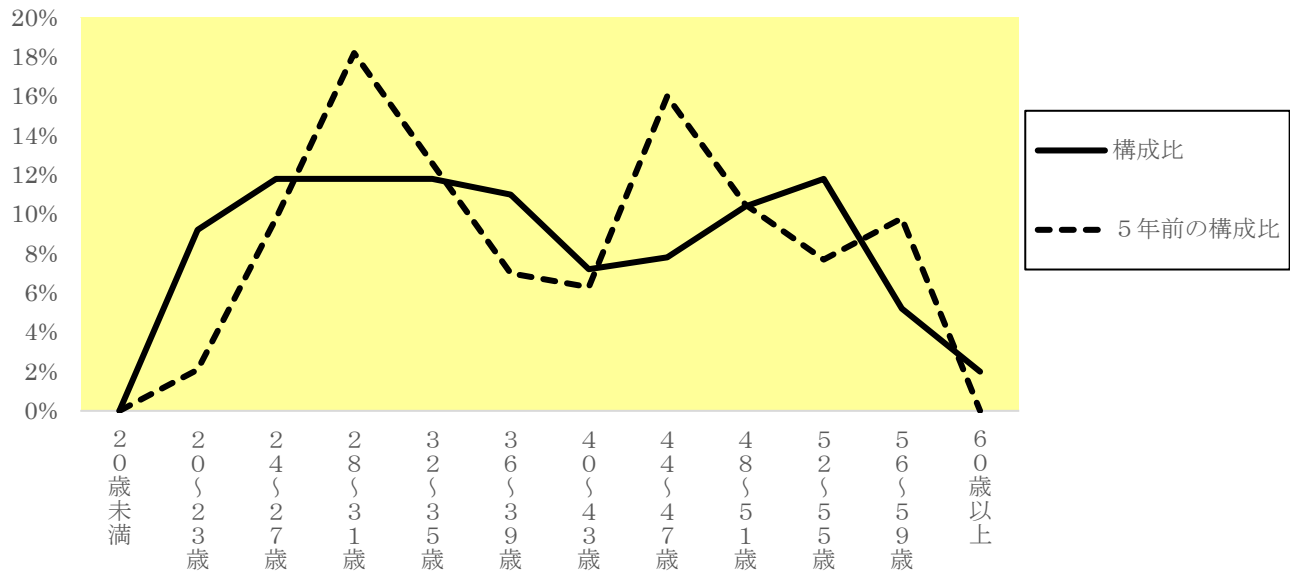
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 6 年	令 和 7 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	組織編成見直し及び派遣による増 欠員補充による増 欠員不補充による減
		総 務	39	41	2	
		税 務	9	10	1	
		農 林 水 産	7	6	▲1	
		商 工	6	6	0	
		土 木	9	9	0	
	計	35	34	▲1		
	衛 生	10	11	1	欠員不補充による減 欠員補充による増	
	計	117	119	2	<参考> 人口1万当たり職員数 84.98人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 90.31人)	
	教 育 部 門	15	15	0		
	小 計	132	134	2	<参考> 人口1万当たり職員数 95.69人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 109.63人)	
公 営 会 企 業 部 門	下 水 道	1	1	0	組織編成見直しによる減	
	そ の 他	20	18	▲2		
	小 計	21	19	▲2		
	合 計	153 [240]	153 [240]	0 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 109.26人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	14人	18人	18人	18人	17人	11人	12人	16人	18人	8人	3人	153人

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減数(率)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
一般行政	108	110	112	113	117	119	11(10.2%)
教育	14	14	14	16	15	15	1(7.2%)
普通会計計	122	124	126	129	132	134	12(9.8%)
公営企業等会計計	21	21	23	21	21	19	▲2(9.5%)
総合計	143	145	149	150	153	153	10(7.0%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。